

インフレスライド条項運用マニュアルの取り扱いについて

令和4年12月19日

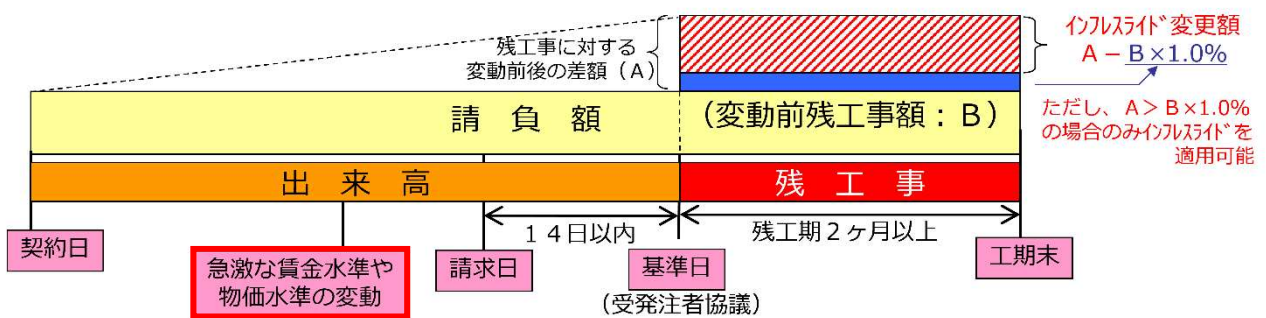
賃金等の変動に対する工事請負契約書第27条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（令和4年8月）（以下「マニュアル」という。）は下記のとおり取り扱うこととします。

記

受注者が、工事請負契約書第27条第6項「請負代金額が著しく不相当となったとき」には、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の1%を超え、残工期が2ヶ月以上ある場合、インフレスライドを請求することができます。

したがって、建設資材単価等の物価水準の変動により、インフレスライドの協議を取り行う場合は、マニュアルの『賃金水準の変更』を『賃金水準や物価水準の変更』として取り扱うことが出来ることとします。

インフレスライド(工事請負契約書第27条第6項)



- 宮城県 農政部 農村振興課技術管理班
- 水産林政部 漁港復興推進室漁港整備班
- 〃 森林整備課治山班
- 土木部 事業管理課工事管理班
- 出納局 契約課工事契約班